

平成 10 年の風水害について

消防庁防災課

防災第三係長 筑 紫 利 之

平成 10 年は風水害による被害の多い年となりました。平成 10 年の 1 月から 10 月までの 10 ヶ月間の人的・物的被害は、表 1 のようになっていますが、この数字は近年では平成 5 年に次ぎ大きなものとなっています。

表 1 平成10年の風水害による被害状況

(単位：人，棟)

	死者・行方不明者	負傷者	住宅の全半壊	一部損壊	床上・床下浸水
平成10年（1～10月）	80	812	1,394	40,554	94,944

(数値は概数。なお、雪害は除く。)

以下に平成 10 年中の主な風水害の被害状況を述べます。

○8 月上旬豪雨(8/3～8/7)

梅雨前線の活動が活発となり、新潟県を中心に大雨となりました。新潟市では 4 日 0 時から 16 時まで 266 ミリの雨が降り、過去最大の日雨量であった羽越豪雨(1967 年 8 月)の記録を超え、観測開始(1886 年)以来一番の豪雨となりました。特に新潟県内での被害が多く、河川の堤防決壊、溢水により床上浸水 2,183 棟、床下浸水 12,571 棟もの被害が生じました。

○8 月末豪雨(8/26～8/31)

8 月 26 日から 31 日にかけて、日本付近に停滞していた前線に台風第 4 号の影響で南から湿った空気が入り込み、東日本や北日本の各地で 8 月の月平均降水量を上回る記録的な大雨となりました。

特に栃木県那須町では、26 日 0 時から 31 日 24 時までの総降水量が平均年間降水量の 3 分の 2 以上となる 1,254 ミリを記録しました。

福島県西郷村では、27 日 4 時 50 分頃土石流が救護施設「からまつ荘」を襲い、入所者 5 名の方が亡くなりました。被災した施設は、急傾斜地崩壊危険箇所等の災害危険箇所には指定されておらず、施設管理者としては予想していなかった災害となってしまいました。

また、福島県、栃木県内では、河川の堤防決壊、溢水による洪水のため、浸水にとどまらず家が

流されたり、全半壊した数が多くなっています。避難の遅れから家の屋根などに取り残された人も多く、ヘリコプターによる救助活動も行われました。他県からの広域応援によるヘリコプターの出動も含め、延べ31機の消防・防災ヘリコプターが出動し、42名の方を救出しました。

○台風第5号(9/15～17)

台風第5号は、大型でなみの強さで9月16日4時半頃、静岡県御前崎付近に上陸し、勢力を維持して東日本、北日本を通過しました。この台風の影響で、北海道から中国地方にかけて各地で大雨となり、北日本や東日本の多い所で15日から17日の総降水量が300ミリを超えました。特に北海道広尾町では、16日の日降水量が346ミリを記録し、観測開始以来第1位となる大雨となりました。

○台風第7・8号(9/21～23)

台風第7号は9月21日13時過ぎに和歌山県北部に上陸し、その後、北陸、東北地方を通過して北海道の南東海上に抜けました。また9月に先立ち、台風第8号が21日16時前に和歌山県南西部に上陸しました。これらの台風の影響で北海道から四国地方にかけて各地で大雨となり、特に21日から23日の総降水量は、中国地方、近畿地方、四国地方などの多い所で300ミリを超え、また4近畿地方の一部では500ミリを超えました。

また9月台風第7号が接近、通過した地方では暴風雨となり、高知県室戸岬では最大瞬間風速が55m/s、和歌山市では50.0m/sとなりました。これにより奈良県や和歌山県などで強風で木が倒れるという森林被害が発生するとともに、奈良県の室生寺の五重塔を始め、京都府9大阪府9滋賀県などで国宝や重要文化財の建造物に被害が生じました。

強風による被害は人的被害にも及んでいて、風にあおられ転倒したり、風に飛ばされてきた物に当たって、多くの方がけがをしたり、死亡したりしています。死者・行方不明者19名のうち11名が強風によるものでした。

住家の被害も、全半壊957棟、一部損壊389231棟と非常に多くの被害が生じました。

○9月23日から25日の大雨

台風第7号が日本付近を通過した後、日本付近には前線が停滞し、この前線に南から非常に湿った暖かい空気が流れ込み、ほぼ全国的に大気の状態が不安定になりました。この前線の影響で9月23日から24日にかけては東海から紀伊半島で、また、24日から25日にかけては四国地方を中心とした西日本で大雨となりました。23日0時から25日15時までの総降水量は、多い所で、静岡県で250ミリ、和歌山で400ミリを超え、高知県では1,000ミリ近い雨になりました。

特に高知県では9河川の堤防決壊、溢水により17,021棟が床上・床下浸水したほか、高齢者が住宅で浸水により死亡するなど、いわゆる災害弱者の防災対策のあり方について課題が提起されました。

○10月15日からの大雨及び台風第10号(～10/19)

10月11日に発生した台風第10号は、一時超大型で猛烈な台風に発達しましたが、その後勢力をやや弱めながら、17日16時30分頃鹿児島県枕崎市付近に上陸しました。さらに西日本を縦断して18日2時には日本海に抜け、速い速度で北東に進み、18日9時には、青森県の西の海上で温帯低気圧に変わり、北海道を通過後、オホーツク海に抜けました。

岡山県、大分県などで河川の堤防決壊、溢水などにより浸水被害が多く発生しました。また、死者・行方不明者13名のうち、8名の方が土砂災害によるものでした。

●消防職員・消防団員の活動

これらの災害に対し、消防職員、消防団員は、全力をあげて危険箇所等の警戒巡視、要救助者の救助、行方不明者の捜索、避難の誘導、土のう積み等の水防活動等を実施しており、上記の6つの災害に際して、消防職員延べ約73,000人、消防団員延べ約274,000人が活動しました。

●被災者生活再建支援法

阪神・淡路大震災を契機に、自然災害で著しい被害を受けた方に支援することを目的として「被災者生活再建支援法」が平成10年5月22日付けで公布されました。自然災害により住宅が全壊した世帯に最高で100万円を支給する(支給のための要件を満たした場合)もので、対象となる自然災害は平成ユウ年度以降に生じたものとなっています。しかし、平成10年度の豪雨災害被災者に対しても、同法を準用して支援金を給付することとなりました。

●人的被害の軽減

平成10年中の風水害(雪害を除く。)による死者・行方不明者は、表1に示しているように、80名となっていますが、このうち、土砂災害が原因と思われるものは、25名となっています。

事例としては、自宅で土砂崩れ等に襲われるケースが多いので、山際に住んでいる場合は、降雨量に注意して土砂災害を想定して早めに安全な場所に避難することが一番良いのですが、土砂の流入を考慮して寝室を山側にしないことや2階にするなどの措置をとることも有効かと思われれます。

土砂災害以外では、田の様子を見に行き川や用水路に落ちて流された事例、強風の中屋根の修理などをしていて落ちた事例、外を歩いていて風に飛ばされてきた物に当たった事例が多くなっています。正常化の偏見といわれている、「自分だけは大丈夫」という意識を捨て、「自分も被災者になるかもしれない」という意識を持って行動すれば、被害の数は減ると思われれます。

●災害弱者対策

8月末豪雨災害では、土石流が救護施設を襲い、5人の方が亡くなりました。ここは災害危険箇所指定されていなかったのですが、全国には、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊箇所などの災害危険箇所に多くの災害弱者施設が設置されています。今回の災害をきっかけに関係各省庁が調査を行ったところ、災害弱者関連施設は全国に約 139,000 施設あり、例えば、それらの施設のうち約 9,000 施設(約 7 パーセント)が土砂災害危険箇所に位置しており、約 1/10 施設(約 6 パーセント)が土砂災害に注意が必要な区域に位置していることがわかりました(建設省資料)。

消防庁では、8月末豪雨災害を契機に、関係省庁、学識経験者等からなる委員会「災害弱者施設の防災対策のあり方に関する調査検討委員会」を設置し、災害弱者施設の防災対策に関し行政(国・都道府県・市町村)の果たすべき役割、災害弱者施設の設置者が果たすべき役割などについて検討することとしており、災害弱者施設の防災対策の推進を図っているところです。

表2 平成10年の主な風水害の被害状況

(単位：人、棟)

	死者・行方不明者	負傷者	住宅の全半壊	一部損壊	床上・床下浸水
8月上旬豪雨(8/3～7)	2	3	19	19	17,620
8月末豪雨(8/26～31)	24	55	250	249	14,843
台風第5号(9/15～17)	7	47	20	630	6,081
台風第7・8号(9/21～23)	19	606	957	38,231	10,099
9/23～25の大雨	7	13	54	108	19,662
10/15からの大雨及び台風第10号(～10/19)	13	66	56	1,076	13,092
小 計	72	790	1,356	40,313	81,397
平成10年1月～10月の合計	80	812	1,394	40,554	94,944

(数値は概数。なお、雪害は除く。)